

みちふしん  
奈良市道普請事業原材料支給基準

(目的)

第1条 この制度は、市が自治会又は5世帯以上をもって道路整備事業を実施する目的で組織した共同事業体（以下「自治会等」という。）が実施する、市道・里道などの道普請事業に、予算の範囲内で原材料の支給を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 道普請とは、地域住民の方々が労力を提供して自分たちの通行する道路を整備することをいう。

(事業対象)

第3条 本基準の対象となる道普請事業は、次の各号のいずれかに該当する道路で実施されるものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4項に規定する市道及び現に一般交通の用に供する奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年条例第23号）第2条に定める法定外公共物（里道、行政財産道路に限る。）で地域の生活道路として広く活用されている道路

(2) その他市長が公益上必要と認めた道路

(支給材料の品目)

第4条 支給する原材料は、次のとおりとする。

原材料	アスファルト常温合材、生コンクリート、再生クラッシャーラン、セメント、砂 その他資材（市長が必要と認めたもの）
-----	--

(支給の申請)

第5条 支給を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は公道道普請事業原材料支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(支給決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったものについては、支給決定を道普請事業原材料支給決定通知書(様式第2号)又は道普請事業原材料不支給通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、支給を決定した場合は、支給について条件を付することができる。

(申請の変更)

第7条 支給決定を受けた申請者は、第4条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに道普請事業原材料支給変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更決定の通知)

第8条 市長は、前項に規定する変更を決定する場合は、道普請事業原材料支給変更決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(不支給)

第9条 市長は、道普請事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、原材料の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 第7条に規定する変更について、市長の決定を受けないで事業計画又は実施設計を変更したとき。

(3) 支給を決定した道普請事業の全部又は一部を中止したとき。

(4) 道普請事業の工事が期限内に竣工しないとき。

(工事完了)

第10条 申請者は、道普請事業が完了したときは工事の施工中、及び施工後の写真を添付し、遅滞なく工事完了届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

附則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。